

障害者差別解消法の対応と障害者週間について

令和7年2月

政策統括官(共生・共助担当)付参事官(障害者施策担当)

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

経緯

令和6年7月3日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、7月26日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」（総理が本部長、全閣僚で構成）を設置し、以下の総理指示を受けて検討を開始

- (1) 障害者の希望する生活の実現に向けた、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築と取組推進
 - (2) 各府省庁が障害者差別解消法の「対応要領」に基づきどのような研修・啓発を行っているかを点検するなど、取組を強化
 - (3) 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」における「心のバリアフリー」の取組等のフォローアップと強化
 - (4) 幹事会において、有識者の協力を得て、障害当事者の方から御意見を伺った上で、成果を取りまとめる体制を構築
- 上記の基本方針に沿って、障害者に対する偏見や差別のない共生社会を実現すべく、必要な対応策を検討し、新たな行動計画を取りまとめ

会議の概要

対策推進本部

<構成員>

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策
若者活躍 男女共同参画 共生・共助）
本部員 他の全ての国務大臣

対策推進本部幹事会

<構成員>

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
副議長 内閣府政策統括官（共生・共助担当）
構成員 他の各省庁局長級職員等

<有識者構成員（五十音順、敬称略）>

石川 准 静岡県立大学名誉教授（視覚障害当事者）
坂元 茂樹 公益財団法人世界人権問題研究センター理事長
田門 浩 弁護士（聴覚障害当事者）

<開催実績>

第1回推進本部 7月29日 総理指示
第1回幹事会 7月29日 幹事会の進め方等について議論
▼第2回幹事会 8月30日 有識者構成員（左記）による講演
第2回推進本部 9月20日 基本合意書締結の報告、進捗状況の確認
第3回幹事会 10月21日 当事者ヒアリング①
・熊谷 晋一郎氏（障害者政策委員会委員長）
・佐藤 聡氏（DPI日本会議事務局長）
第4回幹事会 11月 7日 当事者ヒアリング②
・旧優生保護法訴訟原告5名の方
第5回幹事会 11月13日 当事者ヒアリング③
・全国手をつなぐ育成会連合会
・南高愛隣会（子育てをする障害のある方ご家族）
第6回幹事会 11月20日 当事者ヒアリング④
・日本 ALS 協会
・日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
▼第7回幹事会 12月26日 新たな行動計画（案）の決定
第3回推進本部 12月27日 新たな行動計画の決定
※別途、以下の団体に、内閣府において個別にヒアリングを実施
全国重症心身障害児（者）を守る会、全国精神保健福祉会連合会、全国脊髄損傷者連合会、
日本発達障害ネットワーク、全国肢体不自由児者父母の会連合会、全日本ろうあ連盟、
日本相談支援専門員協会、日本身体障害者団体連合会、日本視覚障害者団体連合、DPI
女性障害者ネットワーク、全日本難聴者・中途失聴者連合会、全国盲ろう者協会

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

1 ヒアリングにおいて当事者の方々から示された主な問題意識

- 優生手術等に係る歴史的事実やその背景を後世に伝承し、記憶の風化を防ぐべき
- 人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき
- 国民全体に、障害の社会モデルを含め、障害に関する正しい知識を普及すべき
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 障害のある人とない人が共に学び共に育つ経験ができる環境、共に働ける環境を整備すべき

「障害の社会モデル」とは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

等

2 取り組むべき事項

(1) 子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進

<ヒアリング意見の例>

- 障害者も同じ人間であり、障害の有無にかかわらず、恋愛、出産などやりたいことを自由にできる社会になってほしい
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 入所施設という厳しい環境で生活している人の地域移行等を含めた、地域の支援体制を構築すべき
- 働きたい障害者もいるので、障害の程度に合った働く場所を計画してほしい

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 結婚・出産・子育て支援取組事例集の周知
- 自治体や支援者向け解説動画や障害当事者にもわかりやすいリーフレットを作成
- こども家庭センターにおいて障害保健福祉部局等の関係機関と連携した相談対応
- 障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターの全国の市町村における設置の促進
- 利用者の希望に沿った地域生活への移行を推進し、安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の全国の市町村における整備の促進
- 障害者の希望・適性等に合った選択を支援する就労選択支援の円滑な施行（R7.10）

(2) 公務員の意識改革に向けた取組の強化

<研修・啓発状況の調査結果>

- 「対応要領」の周知は全府省庁が行っているが、周知の頻度は、策定・改定時のみが9割程度で、定期的な周知を図る機関は少数
- 新規採用職員向けの研修実施割合は5割以上だが、既存職員への研修は2～3割程度に留まる
- 多くの研修では、障害者の実体験や具体的な事例検討等が含まれていない。旧優生保護法の歴史的経緯についての研修も極めて少数。研修の理解度を確認するテスト等の実施割合は6割以下
- 当事者による講義の実施等、研修内容への当事者の関与がない機関はおおむね7割以上

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 各府省庁において、「対応要領」を毎年1回以上、全職員に周知
- 国家公務員・地方公務員の人権研修に、旧優生保護法の歴史的経緯や当事者の声を取り入れ
- 全ての幹部職員を対象に障害当事者を講師とする研修を実施
- 障害当事者の参加の下、障害者の実体験、具体的事例の検討や旧優生保護法の措置を含む歴史的経緯なども含めた教材等を作成し、全府省庁等において研修を実施。研修に当たっては、受講者の理解度を確認
- 内閣府より、研修の講師として、障害当事者や専門家を紹介する仕組みを整備

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

(3) ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

<ヒアリング意見の例>

○優生手術等に係る歴史的事実を後世に残し風化を防ぐことが必要

○インクルーシブ教育を推進すべき。障害の有無にかかわらず共に学び共に育つ経験を通じて偏見や差別を根本から解消可能。こどもの頃から障害者に関わるカリキュラムを作るべき

○偏見や差別の解消にはインクルーシブな雇用を推進することが重要、障害のある人となない人が共に働く環境を整備すべき

○障害に関する正しい知識を普及することが必要

○精神障害は「身近な病気で誰にでも起こり得る」という正しい情報を全国民が得る機会が必要

○多くの人は、障害者にどう接したらいいのかわからないという状況ではないか。直接接する機会を増やすべき

○人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

○旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材の作成、学校教育や人権啓発活動での活用
○特別支援学校と通常の学校の一体的運営によるインクルーシブな学校運営モデルの構築

○障害者差別解消法に基づく業種別の「対応指針」への民間企業等の対応状況調査と好事例の横展開
○雇用分野の障害者差別禁止指針・合理的配慮指針の事業主への周知。好事例集の更新と横展開
○重度障害者等への雇用・教育・福祉が連携した就労・修学支援

○国民への「障害の社会モデル」を踏まえた正しい理解の啓発

○医療・障害福祉の専門職の養成課程等における教育内容の充実等による質の高い専門職等の養成

○障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業についての一覧的な情報発信と参加促進
○精神疾患やメンタルヘルスに係る正しい知識の普及啓発。心のサポーター養成等自治体の取組の支援

○職場内における精神・発達障害者しごとサポーターの養成

○精神障害当事者、家族他の有識者による検討会の開催、精神保健医療福祉に係る諸課題の検討

○障害の有無に関わらず楽しみ、交流することができる普及・啓発イベントの新たな実施

○人権相談・調査救済活動に従事する職員や人権擁護委員への旧優生保護法に関する研修の実施

○人権侵犯事件（インターネット上のものを含む。）への適切な措置。その際、人権侵犯性の有無にかかわらず、障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど積極的に啓発

3 今後に向けた更なる検討

○各府省庁は、上記の取組のほか、障害当事者等のご意見を受け止め、記憶を風化させないための方策、人権侵害に迅速に対応する体制など、当事者から示された問題意識について引き続き検討

○その際、旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し実施

4 実施体制

○障害者への偏見や差別をなくし、全ての人が尊重される共生社会となるために、行動計画を継続的にフォローアップ

○障害者施策については、「障害当事者抜きに障害当事者のことを決めない」ことが最も重要な原則であることから、行動計画の内容は、障害者政策委員会に報告し、ご意見をいただき、必要な施策については速やかに実施に移しつつ、次期障害者基本計画などにも反映

I. 目的

障害者基本法の基本的な理念に則り、障害を理由とする差別を解消するための措置を定めるもの

II. 差別を解消するための措置

国・地方公共団体等、事業者以下を義務付け ※令和6年4月～改正障害者差別解消法により、民間事業者に合理的配慮を義務付け。

- 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

具体的 対応

- (1) 内閣府が定める「基本方針」に即して、
 - (2) 関係省庁が職員が適切に対応するために必要な「対応要領」
 - (3) 事業者が適切に対応するために必要な「対応指針」
- を定め、行政機関等や事業者がそれぞれで研修・啓発を実施

(1) 基本方針(各府省庁共通)

● 対応要領の記載事項や対応指針の記載事項

- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方や具体例
- 相談体制の整備
- 職員や事業者への研修・啓発
- 障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備
- 国の行政機関(主務大臣)における所掌する分野ごとの相談窓口



(2) 対応要領(各府省庁ごと、職員向け)

- 各行政機関の長は、上記基本方針に基づき、それぞれの機関における対応要領を作成しており、その中には、職員への研修・啓発に関する内容が盛り込まれている。

(3) 対応指針(各分野ごと、事業者向け)

- 各主務大臣は、上記基本方針に基づき、それぞれの事業者における対応要領を作成しており、その中には、事業者の職員への研修・啓発に関する内容が盛り込まれている。
- (例) 国土交通省：不動産業、一般乗用旅客自動車運送業 など
厚生労働省：衛生分野、福祉分野 など

III. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

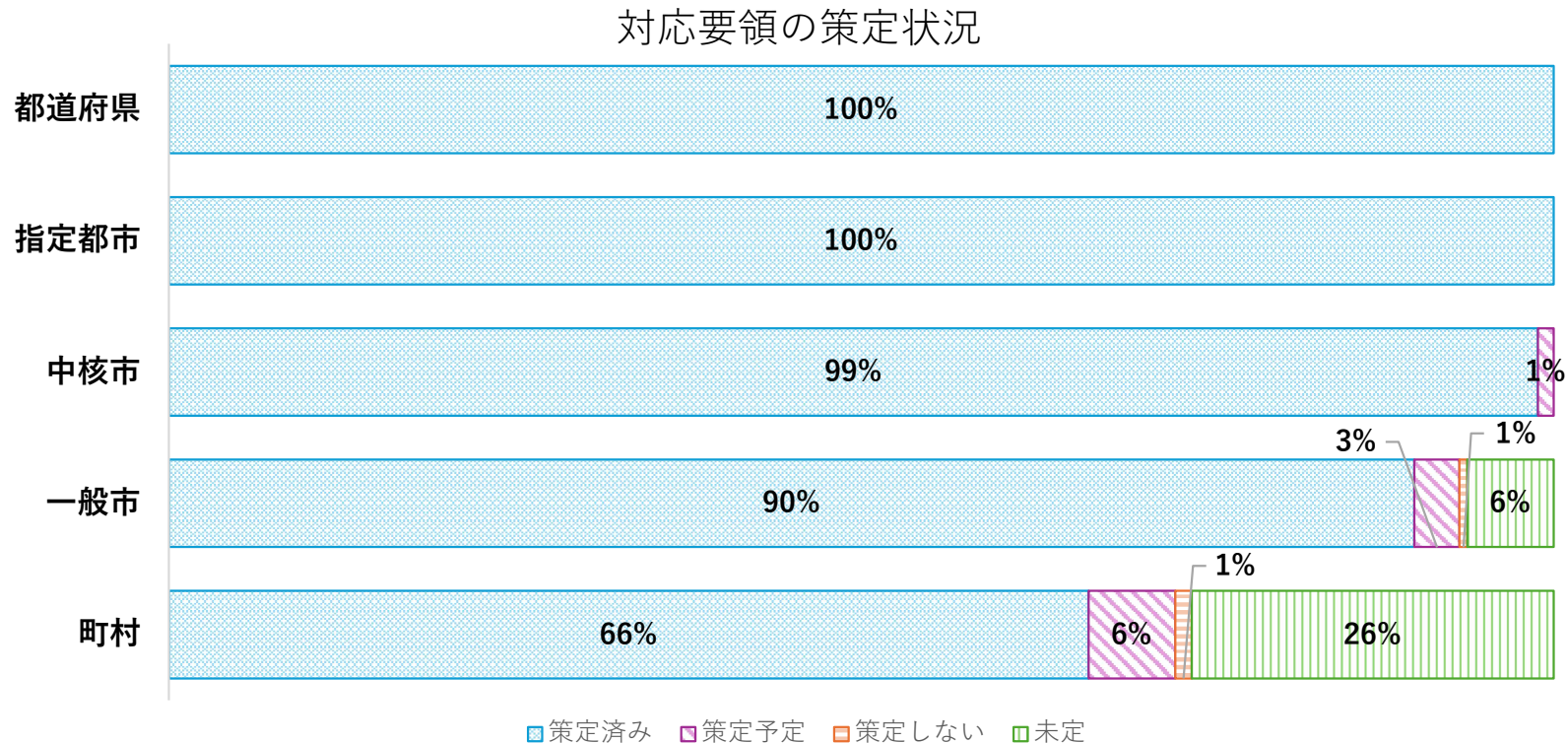
- 啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害者差別解消法に基づく職員向け対応要領

- 対応要領は国の行政機関等は義務であるが、地方公共団体は努力義務。
- 都道府県、指定都市ではすべて策定済みだが、一般市の約1割、町村の約3割が未策定。



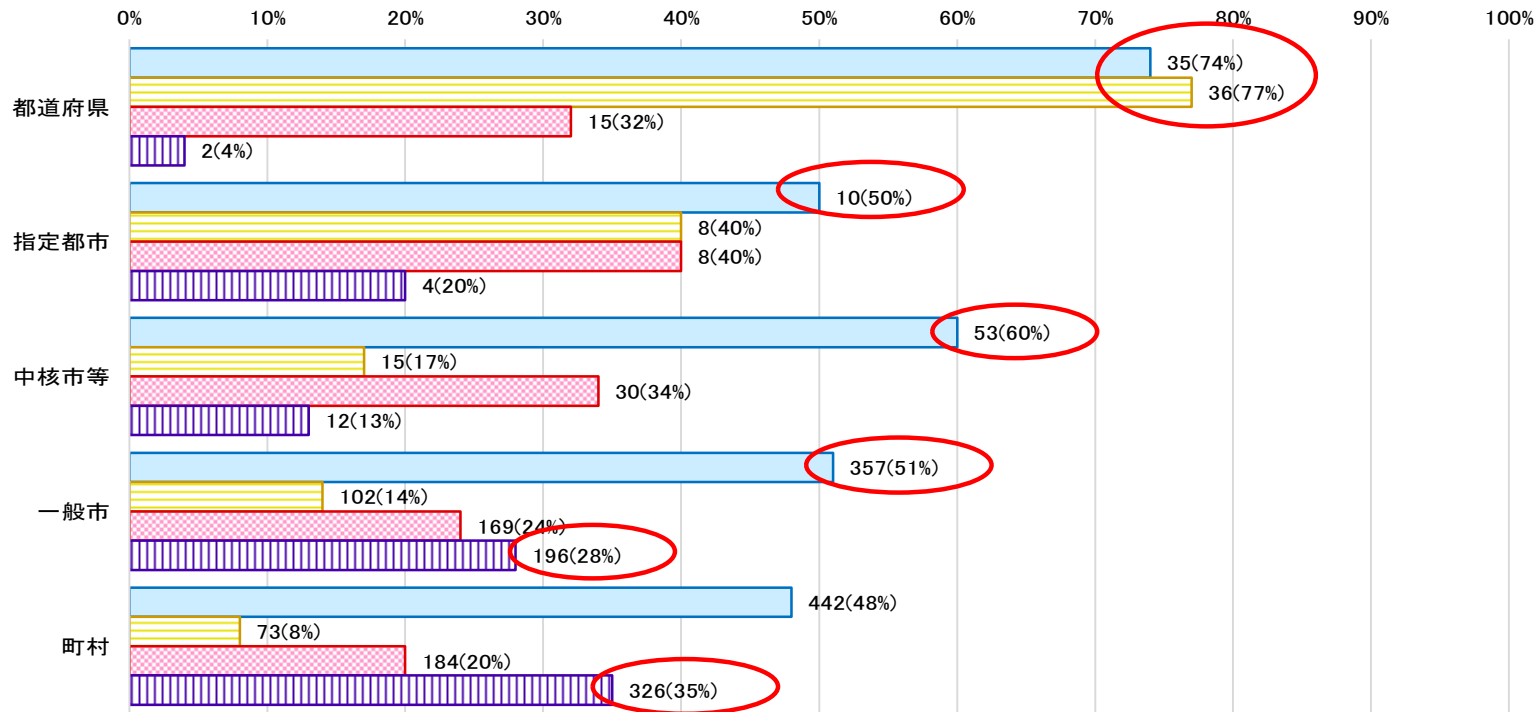
○策定しない／未定の理由

- ・ 策定に要する人員や時間が不足しているため
- ・ 専門知識が不足しており、策定に至るノウハウがないため
- ・ 策定するほどの案件が無く必要性がないため

対応要領を策定していない市町村に対して、支援・働きかけをお願いします。

障害者差別に係る相談窓口の設置

- 相談窓口等の体制は、都道府県、指定都市、中核市では整備が整っている反面、未整備の一般市、町村も多い。



■ 障害者差別に関する相談を一元的に受け付ける窓口（ワンストップ相談窓口）を設置又は定めている

■ 障害者差別に関する相談員（専ら相談業務に対応する職員等）を配置している

■ 全ての部署が統一的な相談対応を図るため、疑義等が生じた場合に統一的な解釈や判断を行う部局（又は担当者）を予め定めている

■ その他（上記の3つ以外）

※「ワンストップ相談窓口」とは、原則として、障害者差別に関する相談について、分野を問わず一元的に受け付ける相談窓口を指す。相談受付から最終的な解決まで一貫して対応する窓口だけでなく、相談受付後に内容に応じた関係機関につなぐ窓口も含む。また、「障害者差別に関する相談を一元的に受け付ける窓口（ワンストップ相談窓口）を設置又は定めている」及び「障害者差別に関する相談員（専ら相談業務に対応する職員等）を配置している」はいずれも、当該相談窓口や相談員が障害者差別以外の相談にも対応している場合を含む。

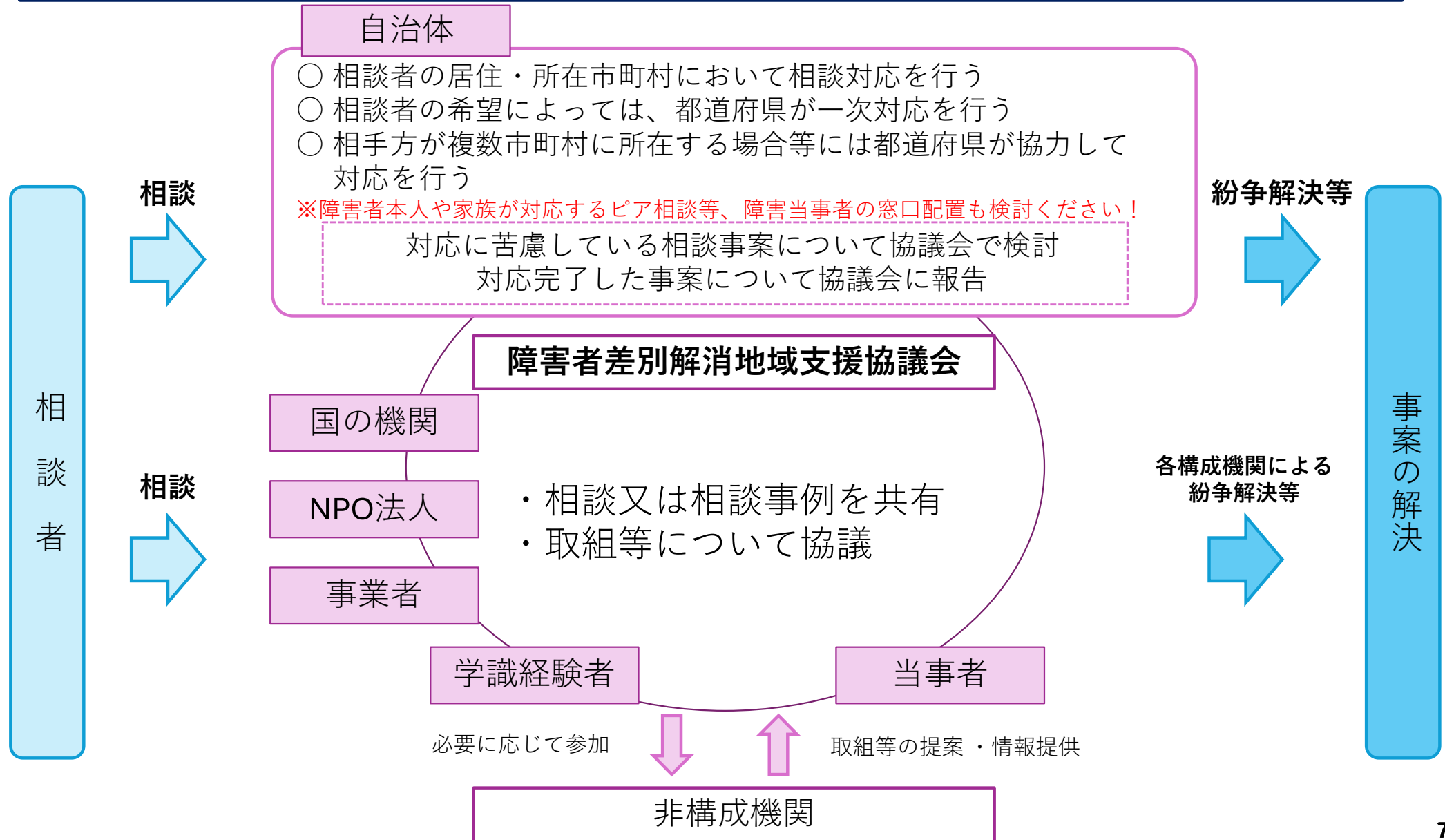
※「その他（上記のいずれにも該当しない）」に関しては、「明確な相談体制はなく、相談を受けた部署等で対応する。」等の回答があった。

※複数回答可（各割合の合計は必ずしも100%と一致しない）。

相談窓口を設置していない市町村に対して、支援・働きかけをお願いします。

障害者差別解消地域支援協議会

- 障害者差別解消法では、地域における様々な関係機関が、地域の実情に応じ、相談事例を踏まえ、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、**障害者差別解消支援地域協議会**を組織することができるとしている。



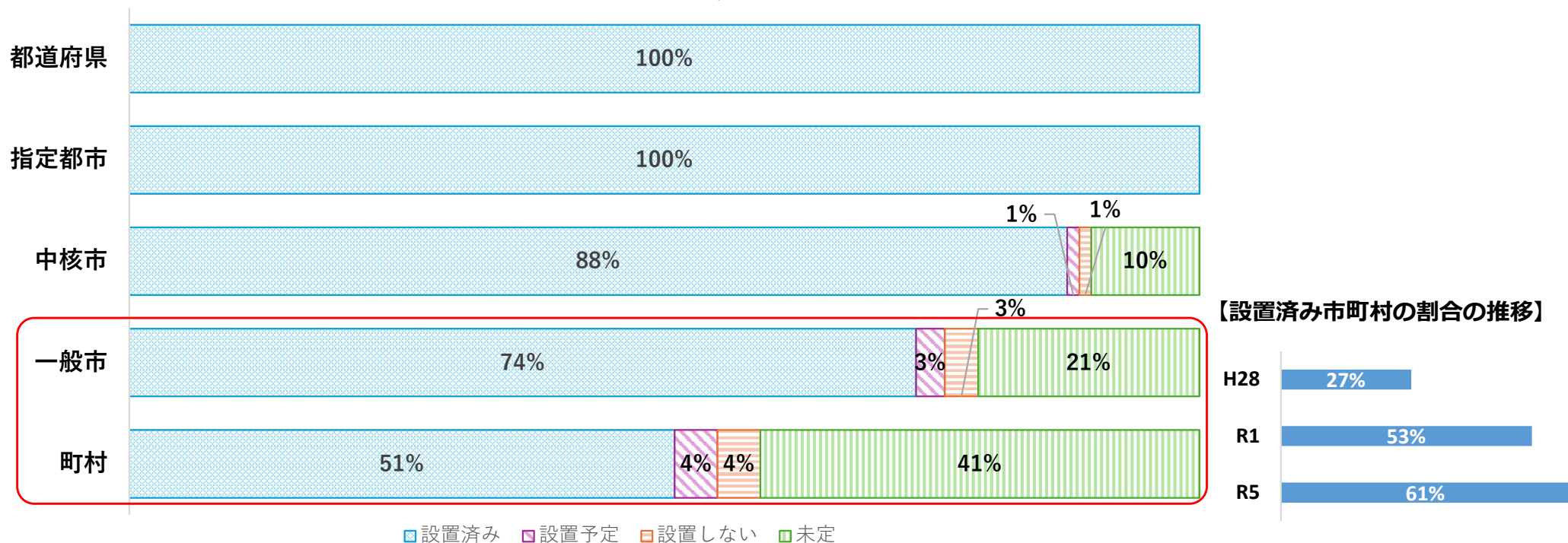
地域協議会の設置により期待できるメリット

1	相談への迅速な対応	相談の「たらい回し」を防ぎ、 <u>関係機関等で共有・蓄積した相談に係る事例等を踏まえて迅速に権限ある機関につなぐ</u> などの対応が可能となる。
2	紛争解決に向けた対応力の向上	相談を受け止め、 <u>相談に係る事案について関係者間で意見交換することにより、障害者差別解消に向けた認識や望ましい対応の在り方などに関する情報の共有</u> を図ることができる。
3	職員の事務負担の軽減	長期的な視点で見れば、 <u>相談に係る事例の共有・蓄積が進むことにより、新たな相談にスムーズに対応</u> できるようになる。
4	権利擁護に関する意識のPR	権利擁護に関する意識が高く、 <u>障害者差別の解消に向けて積極的に取り組んでいることをPR</u> できる。
5	互いに本音で話し合える関係の構築	地域協議会の場で各メンバーが一同に会し、対話を行うことで、 <u>お互いに本音を話し合える関係を築くことができ、いざという時も相互に協力できる雰囲気</u> を醸成することができる。

地域協議会の設置状況

- すべての都道府県・指定都市に設置済み。
- 一般市、町村の設置数は増加傾向にあるが、一般市では約3割、町村は約半数が未設置。

地域協議会の設置状況



○設置しない・設置が未定の理由

- ・ 人員やスキルが不足しているため
- ・ 事例が少なく、設置する必要があるため
- ・ 自治体の規模を鑑み、設置が困難なため



○複数の自治体による圏域での設置

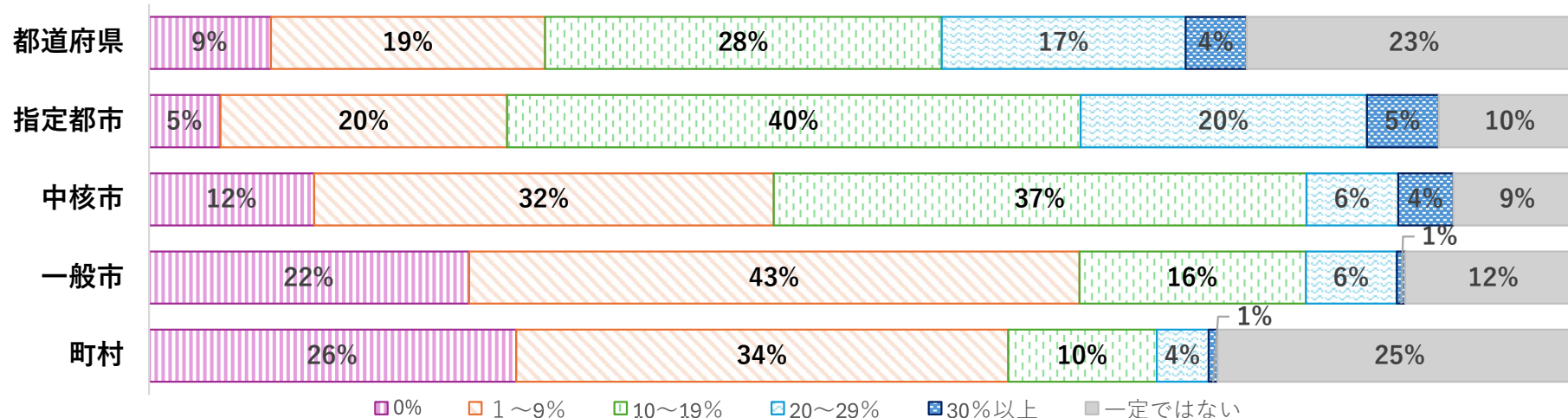
- ・ 事務局機能を複数自治体で分担し業務負担を軽減
- ・ 提供事例数が増加

複数自治体による圏域での設置も含め、市町村への支援・働きかけをお願いします。
内閣府でも地域協議会設置・活用に向けた研修会を実施予定。

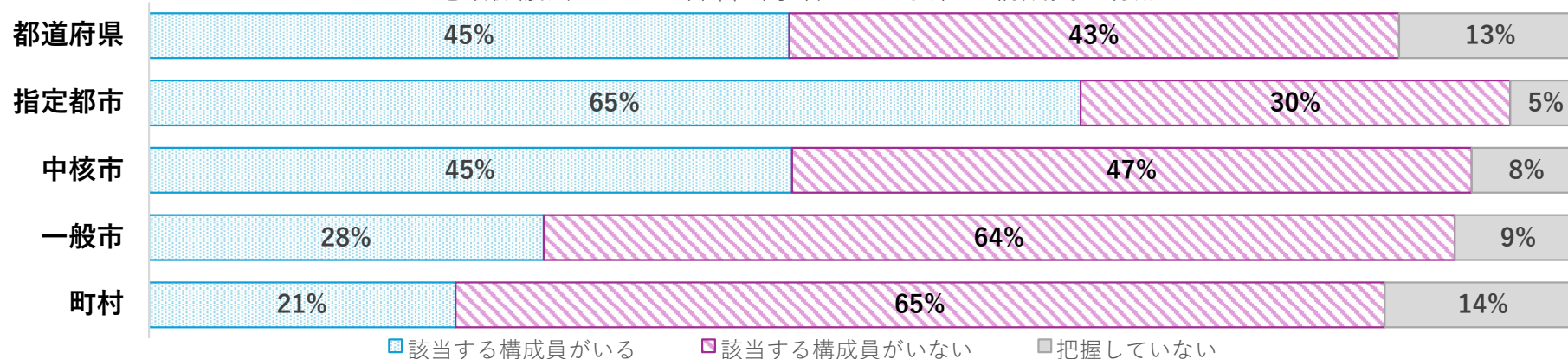
地域協議会への障害当事者の参画状況

- 構成員の障害当事者の割合は2割未満が半数程度。特に、女性の障害当事者の構成員は特に少ない。また、多様な障害種別の当事者の参加が望まれている。

地域協議会における障害当事者である構成員の割合



地域協議会における障害当事者である女性の構成員の有無



地域協議会の構成員への障害当事者の参画が進むようご検討をお願いします。
構成員の検討の際には、性別や障害種別にも配慮いただくよう、お願いします。

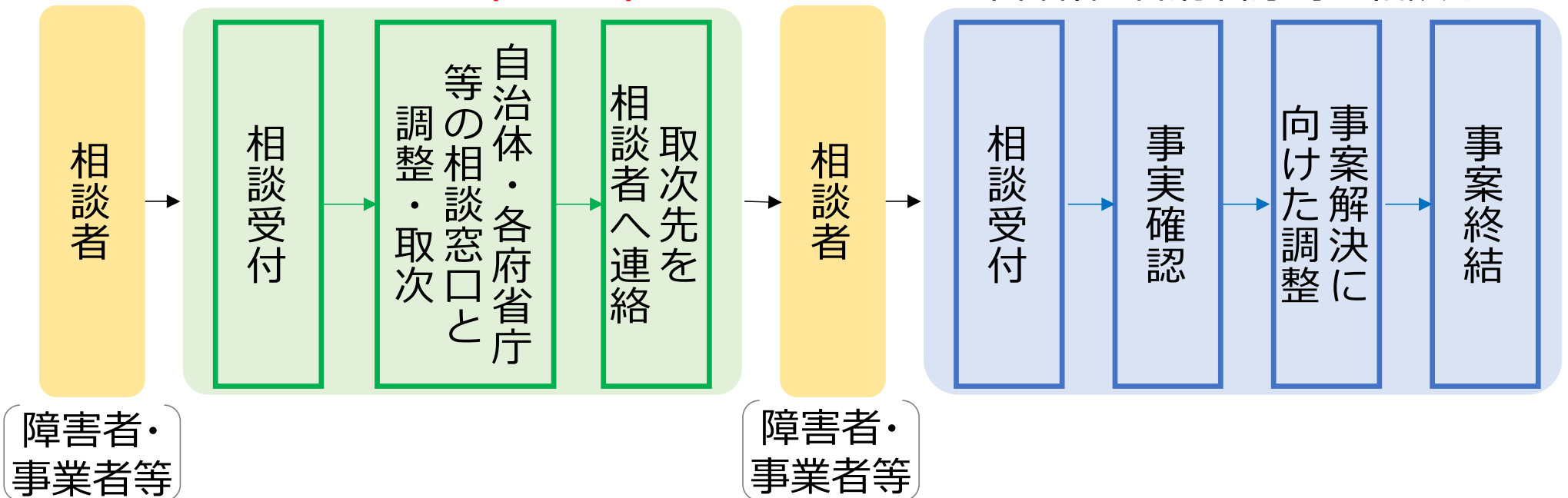
- 令和5年10月から施行事業として実施していた「つなぐ窓口」が令和7年度4月から本格実施を予定。障害者や事業者からの障害者差別解消法に関する相談を適切な窓口に取り次ぎます。

基本的な流れ

調整・取次

「つなぐ窓口」(本事業)

自治体・各府省庁等の相談窓口



「つなぐ窓口」に寄せられた相談への御協力をよろしくお願いいたします。

- 国・地方公共団体における相談窓口担当者向け相談対応マニュアル
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/soudan-manual.html>
- 障害を理由とする差別の解消の推進 相談対応ケーススタディ集
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>
- 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>
- 障害者差別解消に関する事例データベース
<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp>
- 合理的配慮の提供等事例集
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>
- 事業分野相談窓口(対応指針関係)
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou shishin.pdf>

障害者週間 について

趣旨

○ 障害者基本法により、12月3日から12月9日までを「障害者週間」と規定。

※ 12月9日は、1975年に国連で「障害者の権利宣言」が採択された日であり、わが国ではこの日を「障害者の日」と定めるとともに、2004年に障害者基本法改正に伴い、「障害者週間」と定めた。

なお、12月3日は1992年に国連で「国際障害者デー」とすることとされている。

○ 国民の間に広く基本原則（地域社会の共生等、差別の禁止、障害者施策の国際的協調）に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加することを促進するための週間として、国民への意識啓発のための行事を実施。

<具体的な取組概要>

● 政府・地方自治体における「障害者週間」の取組

・ 国及び地方公共団体が、民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、全国各地で様々な広報啓発に関する取組を集中的かつ包括的に実施

● 内閣府における意識啓発に関する取組

・ 全国から募集した「作文」「ポスター」の内閣総理大臣表彰等の「障害者週間」関係表彰を実施
最優秀作品のうち一つは広報用ポスターに活用し、地方自治体、学校及びＪＲ・私鉄などに配布
・ 障害者関係団体等によるオンラインセミナーや、障害特性や合理的配慮を知るためのワークショップを実施

障害者週間「作文」「ポスター」について

「障害者週間」関係表彰の実施

各都道府県・指定都市から推薦いただいた、

- ①障害のある人となない人の心のふれあいをつづった「作文」
 - ②障害者に対する国民の理解の促進等に資する「ポスター」
- について、入賞作品（最優秀賞、優秀賞、佳作）の表彰を行う。

各部門での「最優秀賞」受賞者に対しては、障害者週間中に表彰式を開催し内閣総理大臣表彰を授与。

- ◆心の輪を広げる体験作文 最優秀賞受賞者表彰：4名 [小学生区分／中学生区分／高校生区分／一般区分]
- ◆障害者週間のポスター 最優秀賞受賞者表彰：2名 [小学校区分／中学校区分]

【参考】

- ▶ 令和6年度の応募総数は「作文」1,383編、「ポスター」818点 ※次ページ参照
- ▶ 最優秀賞のポスター作品のうち1点を基に約28,000枚のポスターを作成し、地方自治体及び駅等に配布



12月3日～9日は「障害者週間」



令和6年度「障害者週間のポスター」 中学生区分 最優秀賞（内閣総理大臣表彰）
長崎県 春城市立石田中学校2年 田中 海風さんの作品「気づいてよ」

障害のある人となない人がお互いに尊重し
支え合う「共生社会」の実現を目指して



障害者週間「作文」「ポスター」について

皆様へのお願い！

障害者週間「心の輪を広げる体験作文」及び「ポスター」を募集します。

都道府県及び指定都市に向けた
募集のご案内を6月に配布(送信)予定です。

作品の締め切りはいずれも9月中旬(予定)です。
各自治体におかれては、教育委員会とも連携し、
学校関係者を中心に幅広くご応募を求めていると
ようお願いいたします。